

教育委員会 平成21年度11月臨時会会議録

平成21年11月13日（金） 鎌倉市役所 201会議室

9：30開会、10：10閉会

出席委員 林委員、藤原委員、山田委員、熊代教育長

傍聴者 0人

（会議経過）

林委員長職務代理者

定足数に達したので、委員会は成立した。これより11月臨時会を開会する。

本日、仲村委員長が、所用で欠席のため、委員長職務代理者である私が、11月臨時会の進行を務めさせていただきます。本日の会議録署名委員を山田委員にお願いします。

<日程第1 議案第28号>

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について

林委員長職務代理者

日程第1 議案第28号「鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について」を上程する。議案の説明についてお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第28号「鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について」を説明する。

はじめに今回の改正の理由であるが、平成21年度の給与改定において、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合が引き下げられることを踏まえ、教育長の期末手当の支給割合を引き下げようとするものである。

それでは内容について説明する。議案集は1ページから4ページをご参照いただきたい。

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条第2項に定める期末手当の支給割合を、6月期については、215/100から195/100に、12月期については、235/100から220/100へ、それぞれ引き下げる。

なお、期末手当の特例として、支給割合を読み替える条例附則が設けてある（現行条例附則第3項、改正案条例附則第2項）。これにより、条例第6条第2項に定める期末手当の支給割合に関わらず、6月期の支給割合を155/100、12月期の支給割合を170/100としてきたが、今回、12月

期の支給割合を15/100引き下げ、155/100とする。

また、教育長の給料については、平成15年4月1日から平成18年3月31日まで、また平成18年4月1日から平成21年10月31日まで、給料月額に関する特例措置を行う規定を設けていたが、期日を経過し、すでに効力を失っていることから、当該規定を削除する。

以上のことから、鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正を行うことについて、鎌倉市長に対し申し出を行うものである。なお、施行期日は、平成21年12月1日とする。以上で説明を終わる。

山田委員

客観的に給与が皆下がっているため、それに合わせてという理解でよいのか。

教育総務部長

今回の教育長の給料の引き下げは、期末手当なのだが、人事院勧告という国からの勧告の中で、例えば215/100は2.15月という言い方をするが、2.15月から1.95月になる。12月期は、2.35月から2.2月になるため、合計で0.35月引き下げられるということになるが、職員については、これと同じように改正されている。今実際に、教育長はこのように貰っているわけではなく、附則にあるように、6月期は2.15月支払われるべきところを1.55月、12月期は2.35月支払われるべきところを1.7月という支給額となっている。この期末手当の額というのは、県の中でも最も低い支給額となる。6月に関しては、我々職員も引き下げたのだが、教育長はそれよりも前にすでに引き下げられているため、引き下げなかった。今回12月期になり、もっと低い支給額の市が出てきたことや、色々な他市の状況や市長の考えも踏まえて、今1.7月のところを1.55月と、0.15月引き下げた。12月に実際に支払われるのは1.55月ということになるという改正が今回の提案である。

藤原委員

現在の職員の給与については詳しくは分からないが、かつて、鎌倉市職員の給与は高いと言われていたが、その当時の教育長の給与はどうだったのか。

教育総務部長

市長、副市長、教育長、議会議員は、鎌倉市の報酬審議会という会があり、職員課が所管しているのだが、市内の団体の代表の方であるとか、大学の先生などに入ってもらい、県内の市長などの給与を比較しながら、或いは、経済状況などで判断しながら決めているので、おそらく、ずば抜けて高いというわけでも、ずば抜けて低いというわけでもないと思われる。ただ、現在引き下げている部分については、市の財政状況も踏まえて、市長、副市長、教育長が引き下げられることになった。

藤原委員

市長との兼ね合いというのものもあるだろうが、仕事の量は相当な量をこなされていると思う。鎌倉市が他市と比較して低いというのであれば、今までのままでも良いのではないかという意見は持っている。

林委員長職務代理者

基本的に、教育長の給与は引き下げないほうが良いと考えている。何故ならば、今後は教育長が変わらないという保障はないし、当然変化があると思うし、報酬については心情的なものは抜きにして、優秀な人になっていただきたいと思う。報酬が低いことによって、この職を選択肢から避けられるようなことは、本来はないと思う。他市と比較して、自分たちも下げるといった意見は少し違うように思う。そういう考え方から、今回の引き下げについての目的等が少し不明確ではないのかと思う。これに対しては、私は賛同しかねる。これがどのように取り扱われるのか分からないが、市長が明確な意見をきちんと持ち、教育に関して今後どういう人材が欲しいのか等、きちんと出していただいた上で、総合的に考えるべきである。職員課が提案したのかどうかは分からないが、これはちゃんとした議論を含んで、将来的な長いビジョン、視点をもった上で、これについて検討していくべきであると思う。意見であるので、どう取り扱うかはまた考えていただきたい。

山田委員

先ほど実際にはこれほど貰っていないというような話だったが、ここに記載されているものと実際は違うのか。

教育総務部長

新旧対照表の第6条の2というところであるが、6月の215/100、12月の235/100というのが本来貰うべき率である。給与月額に、この率を掛けて、ボーナスをもらうべきなのであるが、附則の部分であるが、いろいろな事情があり、特例措置として当分の間は215/100とあるが155/100で支払い、235/100とあるが170/100支払うということになっている。期限は設ける場合もあるが、財政状況が好転するまでという考え方によって、当分の間とすることもある。しかし、条例の本則の部分では人事院勧告に沿って、実際には支払っていないが、195/100であったり、220/100というような払い方になっている。ただ、本当に支払うのは、附則の部分のように、当分の間は155/100、155/100となっている。実質的に変わるのは、12月が15/100下がることになる。

藤原委員

100分のいくつというのは、実数がわからないのだが。

教育総務部長

現在の教育長の給料月額というのは、716,000円であり、地域手当などが加わり、ざっと計算すると150万円くらいになる。

教育総務部次長兼教育総務課長

つきつめて申し上げると、2項の今回の改定について、年間で4.15月、職員も今回の改定で年間4.15月になる。条例上は4.15月で合わせる形になる。当分の間の特例措置により、3.1月となる。

当分の間というのはいつかという終期はない。それは先ほどの話にあったような、目的を持って、今後の方向をもってというよりは、財政状況が厳しいこういう状況の中で、理事者の姿勢として、職員の上に立つ理事者の姿勢として、職員の痛みを分かち合いましょうという姿勢から、今回は暫定的に下げたいという趣旨なので、今回下げることについて、今後の人材の調達についてまでは考えていない。厳しい状況の中で職員も削減している、そのような中で、特別職も削減という姿勢での削減ということになる。

林委員長職務代理者

教育委員としての立場だと、市長は志を持って選挙で選ばれているため、自分の報酬を先頭だつて下げるとすることは当然できると思うが、教育長は任命であるため、この報酬でこの仕事をやっていただきたいというかたちである。志は当然高いと思うが、市長職に手を上げるのとは全く違う視点が必要であると思う。そういった意味では、私は市長と同等のかたちの考え方で単純に引き下げるとするのは少し違うように思う。既に人事院勧告も含めて、現状のままでも十分低い水準でこの仕事に当たっていただいているということで、さらにこの状態でもう一度引き下げるとしたこと自体、果たして得策なのかどうか、下げて今後の影響も含めてどうなってくるのか、あえてこの低い水準でやっていただいているのであれば、このままの状況でいくべきではないのかと思う。

現役世代というか、40代、50代でもできるような制度であって欲しいと思う。教育長のようなベテランの方にやっていただくメリットも、現役世代の方々にやっていただくメリットもあると思う。色々な選択肢の中で、それを潰すことになりかねないということもある。

教育総務部長

議会への申し入れ等も行うようなスケジュールで組まれており、少なくともここでの結論はともかくとして、市長については別条例で改正することが決まっており、それに合わせて教育委員会としても教育長の期末手当について引き下げるとのことである。これは議案というかたちで出させていただいている訳であるから、いいか悪いかという話になるが、意見を出していただいたことについては流れを1回整理しなくてはいけない。これが伝わるような方向は今後考えたいと思う。

教育長

今のこの段階では、やはり、市のほうからの要請を受け、話し合った結果、これに準ずるとのことである。でよろしいのではないかと。ただ、意見としては、こういうものがあると付け加えるべきである。でないと、教育委員会の意味が無くなってしまふ。

山田委員

条例の見直しというのはどのくらいのサイクルでというか、市の財政状況に応じて、その都度されることなのか。

教育総務部長

給料の関係については、市の財政状況よりは、全体の状況によって変わってくる。給料月額について

は、先ほど申したように報酬審議会を必要に応じて開きながら、給与の上げ下げをその都度繰り返していくため、周期というものはない。ボーナス関係というのは、大体国から率が示されるため、今はこういう状況であるが、また好転してくれば率を戻すということも考えられる。

教育長

給料を下げる場合には、組合との交渉もある。

林委員長職務代理者

今教育長からも意見としてあったが、審議の間にでた意見をどのように周知していくのか。

山田委員

先ほどの林委員の話に賛成で、この職は能力のある方が志を持って行ったほうが良い、それに伴う給与があるべきであると思うが、鎌倉市が低いというのは何故か。

教育総務部長

給与月額そのものについては、報酬審議会において決めてやってきているため、今の水準がどうなのか分からないが、ボーナスの支給率そのものは、他市の場合、条例本則の数字に近い水準であると思う。これとは別に、引き下げを行っている附則で比較すると、他市より低いだらうと思う。ただ、これは前市長の時からであるが、政治的判断の中でずっとこのようにやってきている。

藤原委員

これは財政を考えると致し方ない。ただ、基本的な考え方は必ず残していただきたい。意見として。

林委員長職務代理者

多様な問題が絡み合っている。本来の議案について考えると、意見等はあるか。

質問・意見なし

(議案第28号は、原案のとおり可決された)

林委員長職務代理者

以上で本日の日程は全て終了した。それでは11月臨時会は閉会する。